

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和 5年 6月 22日

住 所 長崎県大村市箕島町593番地
事 業 者 名 長崎空港ビルディング株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 幸重 孝典
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>■旅客施設の整備に関する事項 移動円滑化基準に適合した整備等を実施しており今後は高齢者、障害者等の快適なターミナルビル利用を目指した取り組みを行う。 ・旅客搭乗橋(PBB)更新時のバリアフリー型PBBの順次導入。</p> <p>■旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ①全社員に対して、高齢者・障害者等への対応に関する教育訓練の実施。 ②高齢者・障害者からの意見を含めて、館内投函箱・ホームページに寄せられた「お客様の声」に対して、他事業者とも共有し改善に努める。</p>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客搭乗橋(PBB)	PBB更新時にバリアフリー型PBBを順次導入予定。【長崎 5基設置】 2021/2022年度：2基更新済、2023年度：1基更新予定。 残り2基についても計画中。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ターミナルビル内階段	手摺りの設置及び階段に通ずる場所を示す点字も設置済。 今後もユニバーサルデザインの内容変化に柔軟に対応し、バリアフリーを推進していきたい。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者・障害者に関する民間資格を持つ職員の配置	案内所に「サービス介助士」有資格者を配置。 ※案内所スタッフを含め、社内に93名の有資格者が在籍

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・筆談器の活用 ・車椅子の活用 ・ウェブアクセシビリティ 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内所に簡易筆談器を設置し、聴覚障害者等の対応に活用。 ・案内所に車椅子(3台)を設置し、高齢者・障害者に対応。 (館内～2次アクセス乗り場) ・長崎空港ホームページは「文字サイズ・色の変更」対応。 ・長崎空港ホームページのトップページに「お手伝いが必要なお客様へ」のアイコン、及び「施設・サービス」ページに「お体の不自由なお客様へ」のアイコンを設置。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施 ・高齢者・障害者に関する民間資格者の養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・全社員に対しサービス介助術習得のための社内訓練を実施。 ※各部門に在籍する「サービス介助士」有資格者を「社内インストラクター」として育成し、社内インストラクターが部内で普及訓練を実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・館内施設及び職員配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎空港ホームページにて情報発信（変更及び更新時含）。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<p>車いす利用者や障害者の公共交通利用の際には情報共有を行い、よりよい環境づくりを推進する。</p>

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由

V 計画書の公表方法

- ・長崎空ビルディング株式会社「ホームページ」にて公表。

VI その他計画に関連する事項

- ・PBB更新については、当社の中期経営計画(2021-2023)に基づいて実施中。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。